

様式第3号（第10条関係）

基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。



提案期日	7 年 7 月 11 日	
提案種別	提 案 ・ 意 見 ・ 要望	
提案件名	県道基山停車場線の宿2丁目交差点のミラーの設置の提案	
提案者	住所又は 所在地	基山町大字宮浦186番地44 電話 92-3456
	氏名又は 名称	第3区区長 上田 昭弘
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する 一部希望する () 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	・宿1丁目、宿3丁目、上町下から侵入してきた車両が佐賀銀行横を通り、県道基山停車場線へ入る時、宿2丁目交差点にカーブミラーが設置されていないために左右確認が困難な状態になっています。[図解参照] ・一方で福岡銀行横から県道基山停車場線へ侵入する場合は、左右確認が容易に出来るようにカーブミラーが設置されています。 該当道路は「福岡銀行駐車場」「きやまモール商店街中央駐車場」の利用者が主だと思われます。 しかしながら、交通量が明らかに多い佐賀銀行の横からの侵入する場所にカーブミラーが設置されていません。	
提案の背景	・左右確認ができない背景には、道路沿いに「標章車専用」駐車可能な停車区間がある為です。 「標章車専用」警視庁ホームページ引用 「高齢運転者等が日常生活においてよく利用する官公庁施設、高齢者福祉施設、身体障害者施設、病院などの施設に十分な駐車場がない場合に、その施設の周辺道路に専用の駐車できる場所（「高齢運転者等専用駐車区間」といいます。）を設けて、専用の標章を掲示することによって、駐車を可能とする制度です。 本制度は、日常生活に必要な施設の直近に、安全・容易に駐車できる専用区間を設けることによって、駐車場を探しながら運転を行う高齢者等を支援し、	

	高齢運転者等に優しい道路交通環境の実現を目指すものです。したがって、高齢運転者等標章車以外は当該場所には駐車できません。 ただし、すでに「駐車禁止等除外標章」の交付を受けている方は、除外標章を掲示することにより高齢運転者等専用駐車区間に駐車することができます」とあります。 「標章車専用」の駐車可能区域があるために大型車両（大型トラック）や普通車などが駐車されています。 そういった中で、車内に「除外標章」を表示されている、または、該当施設で確認をされているかは疑問です。 当要望は表示や確認されているか否かに係わらず、駐車可能区域であっても、交通の妨げになり、左右確認を行うためには道路の中まで侵入しなければならない危険な状態です。 したがって、交通事故を未然に防ぐ目的や交通環境改善の為にカーブミラーの設置が必要だと、近隣住民からの要望です。
提案の課題	①左右確認を可能にするためにカーブミラーの設置要望 ②「標章車専用」の撤去は望んではいません。 「標章車専用」は高齢者等を支援し、高齢運転者等に優しい道路交通環境の実現を目指すものですので対象者は利用して頂きたいと思います。 ③宿1丁目・宿3丁目の方々からの要望の為、返答が必要。 ④決定後の対策進行状況の報告をお願いいたします。
目標設定	交通事故を未然に防ぐ、環境の改善の為にカーブミラーの設置

次のページへ続く

現場地図詳細

①カーブミラー設置イメージ
(地図内○の位置)



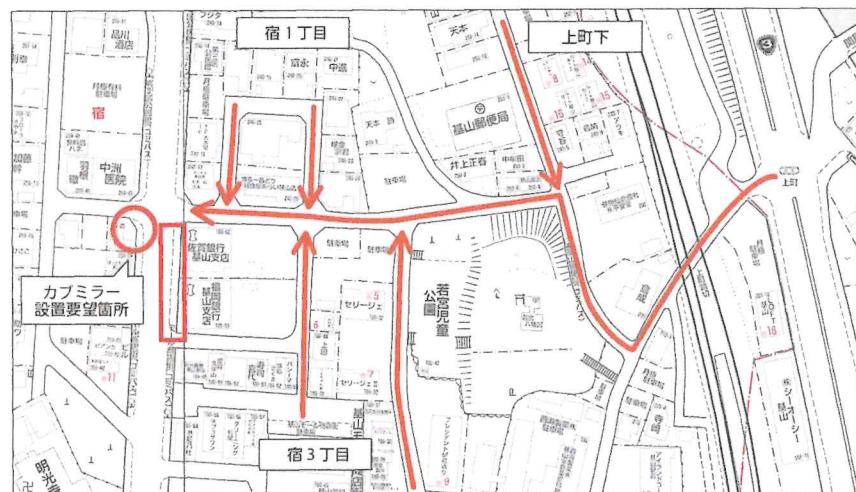
②標章車専用停車区間
(地図内□の位置)



③標章車専用表札
(地図内□の位置)



提案内容



④標章車専用停車区間に写真に収めることが出来るほどトラックが頻繁に停車しています。

トラックなどが常時「高齢運転者等専用駐車区間」に駐車している為に左右確認が容易に出来ない状態です。

※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どの様な体制で、どれだけの期間、どの様な事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案して下さい。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者欄以外は公表されます。